

証 券 コ ー ド 5 3 6 3
(發送日) 2025年 6 月 6 日
(電子提供措置の開始日) 2025年 6 月 5 日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目11番1号

株式会社 T Y K

(登記上社名 東京窯業株式会社)

取締役社長 牛 込 伸 隆

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.tyk.co.jp>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」を選択し、「株主総会」にある「第106回定時株主総会招集ご通知」をご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東京窯業」又は「コード」に当社証券コード「5363」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区港南二丁目4番3号 三和港南ビル4F
TKP品川港南口会議室 ホール4A
（最終頁の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項

1. 第106期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第106期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済情勢は、緩やかに持ち直したものの、依然として不透明な状況で推移しました。世界経済においても堅調に推移したものの、米国での新政権発足に伴う関税政策の影響や、ウクライナ情勢や中東情勢の緊迫化などによる地政学リスクの継続、中国経済の停滞に起因する経済及び鉄鋼需要の下振れリスクが懸念され、先行きの見通せない状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは品質第一の考えのもとに売上増加と生産性向上に全力で取り組んでまいりました。主力製品である製鋼用耐火物をはじめ、ファインセラミックス等の先端材料技術や環境創造技術へ挑戦し、コスト削減など経営合理化を進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度においては、次のとおりの経営成績となりました。

連結売上高319億33百万円（前期比6.4%増）、また利益面では、営業利益は45億3百万円（前期比41.5%増）、経常利益は50億32百万円（前期比24.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は31億30百万円（前期比31.6%増）となりました。

セグメントの概況は以下のとおりであります。

なお、各セグメントの売上高は外部顧客への売上高であり、セグメント間の内部売上高又は振替高は含まれておりません。また、セグメント利益は営業利益ベースであります。

[日本]

国内の売上高は堅調な耐火物需要が維持されたことにより、215億57百万円（前期比3.9%増）となりました。販売構成の変化により、セグメント利益は39億66百万円（前期比33.7%増）となりました。

[北米]

北米の売上高も堅調な耐火物需要が維持されたことにより、46億50百万円（前期比27.3%増）となりました。販売構成の変化により、セグメント利益は4億38百万円（前期比151.9%増）となりました。

[ヨーロッパ]

ヨーロッパの売上高も堅調な耐火物需要が維持されたことにより、44億18百万円（前期比1.1%増）となりました。為替の影響により、セグメント利益は3億53百万円（前期比9.9%増）となりました。

[アジア]

アジアの売上高も堅調な耐火物需要が維持されたことにより、8億96百万円（前期

比0.5%増）となりました。セグメント利益は1億31百万円（前期比17.9%減）となりました。

〔その他〕

その他の売上高は、4億10百万円（前期比15.9%増）となりました。また、セグメント利益は1億28百万円（前期比118.5%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当社グループでは、当連結会計年度に耐火物関連事業の生産設備の更新ならびに合理化のための投資を中心として全体で13億41百万円の設備投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は「仕事を通じて世界に喜びと感謝の輪を広げる」を社是とし、先端技術への挑戦、お客様へのひたむきな貢献を企業理念として事業に取り組んでおります。今後もこの理念を追求し、社会に貢献していくことが、長期的に企業価値を向上させ、株主の皆様、取引先、地域社会などのステークホルダーとの良好な関係の構築につながるものと考えております。

今後の見通しにつきましては、各国の経済政策により景況感は引き続き緩やかに回復基調で継続すると思われませんが、世界的には米国での関税政策や、長期化するウクライナ、中東、インド等の情勢による影響で不安定な状況が継続すると見込んでおります。国内においても、粗鋼生産量の減少や鋼材需要の減速に伴う耐火物需要の減少などにより、先行きが不透明な状況が継続すると思われれます。

また、当社グループを取り巻く経営環境では、顧客からの品質に対する厳しい要求、同業他社との激しい価格競争、原材料価格の変動予測が困難な状況が想定され、今後も引き続き状況を注視する必要があると考えております。

このような状況のもと、当社グループは顧客ニーズを的確にとらえ、他社との差別化を図り、競争力のある製品開発に注力いたします。また、新規顧客の開拓、新規アイテムの拡販を力強く進め、売上増加を目指します。あわせてコスト削減に対してグループ全体での取り組みを徹底し、価格競争力を高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何とぞ格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第 103 期 2021年度	第 104 期 2022年度	第 105 期 2023年度	第 106 期 (当連結会計年度) 2024年度
売 上 高	百万円	25,907	28,680	30,011	31,933
経 常 利 益	百万円	3,555	3,797	4,051	5,032
親会社株主に帰属 する当期純利益	百万円	1,732	2,115	2,378	3,130
1株当たり当期純利益	円	39.19	47.80	53.68	70.58
総 資 産	百万円	47,308	50,010	56,901	59,169
純 資 産	百万円	36,827	39,806	45,165	47,371
1株当たり純資産額	円	719.27	775.21	884.73	920.65

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第 103 期 2021年度	第 104 期 2022年度	第 105 期 2023年度	第106期(当期) 2024年度
売 上 高	百万円	21,945	23,209	23,825	25,597
経 常 利 益	百万円	2,075	2,354	2,453	2,715
当 期 純 利 益	百万円	1,430	1,087	1,701	2,266
1株当たり当期純利益	円	32.36	24.57	38.41	51.10
総 資 産	百万円	32,150	33,503	38,906	40,134
純 資 産	百万円	21,978	23,294	27,148	28,071
1株当たり純資産額	円	496.89	525.99	612.45	631.80

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ユーセラミック	50百万円	100.0%	耐火煉瓦その他耐火物の製造及び販売
株式会社水野セラミックス	16	96.5	耐火煉瓦その他耐火物の製造及び販売
豊 栄 興 業 株 式 会 社	60	100.0 (6.1)	窯業機械器具の製造及び販売 耐火煉瓦その他耐火物の加工
明智セラミックス株式会社	485	36.0 (0.2)	耐火煉瓦その他耐火物の製造及び販売
T Y K ア メ リ カ I N C .	386千米ドル	99.9 (24.2)	耐火煉瓦その他耐火物の製造及び販売

(注) 議決権比率欄の()内は、当社の子会社等が所有する議決権の所有割合を内数で示しております。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事 業	主 要 製 品
耐 火 物 関 連 事 業	耐火煉瓦、不定形耐火物、黒鉛坩堝、ニューセラミックス等
そ の 他 事 業	環境関連製品、窯業機械器具、建築、運輸、スポーツ施設運営他

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

本社 東京都

本部 岐阜県

営業所 営業本部・営業開発本部（岐阜県）、室蘭営業所（北海道）、
千葉営業所（千葉県）、名古屋営業所（愛知県）、
大阪営業所（大阪府）、福山営業所（広島県）、
九州営業所（福岡県）

工場 大畑工場及び赤坂工場（岐阜県）

研究所 機能材料研究所及び環境材料研究所（岐阜県）

② 主要な子会社

株式会社ユーセラミック（岐阜県）
 株式会社水野セラミックス（愛知県）
 豊栄興業株式会社（岐阜県）
 明智セラミックス株式会社（岐阜県）
 T Y K アメリカINC.（米国ペンシルバニア州）

(9) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
耐火物関連事業	796名	14名増
その他事業	82名	2名増
全社（共通）	33名	1名減
合計	911名	15名増

（注）1. 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。
 2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
389名	14名増	44.9歳	17.1年

（注）使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,127百万円
株式会社十六銀行	814百万円
株式会社大垣共立銀行	516百万円
株式会社あいち銀行	308百万円
株式会社山口銀行	298百万円

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

181,908,000株

(2) 発行済株式の総数

45,477,000株（うち自己株式1,044,969株）

(3) 株主数

9,340名

(4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
大同特殊鋼株式会社	5,225,140株	11.7%
株式会社みずほ銀行	2,216,401	4.9
株式会社十六銀行	2,166,050	4.8
株式会社大垣共立銀行	2,164,136	4.8
株式会社あいち銀行	1,939,300	4.3
JFEスチール株式会社	1,865,029	4.1
中部鋼鈹株式会社	1,362,400	3.0
株式会社日本製鋼所	1,350,627	3.0
岡谷鋼機株式会社	1,307,000	2.9
住友不動産株式会社	1,154,300	2.5

（注）持株比率は自己株式(1,044,969株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年3月、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブ付与を目的として、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」を導入いたしました。2025年3月17日付で満期により終了いたしました。

3. 新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当する事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対し職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位 及 び 担 当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	牛 込 進	明智セラミックス株式会社 代表取締役会長 株式会社ユーセラミック 代表取締役会長 株式会社水野セラミックス 代表取締役会長 豊栄興業株式会社 代表取締役会長 東北特殊鋼株式会社 社外取締役
代 表 取 締 役 社 長	牛 込 伸 隆	明智セラミックス株式会社 代表取締役社長 T Y KアメリカINC. 代表取締役会長 株式会社ユーセラミック 代表取締役社長 株式会社水野セラミックス 代表取締役社長 豊栄興業株式会社 代表取締役社長 株式会社アンビスホールディングス 社外取締役 中部鋼板株式会社 社外取締役
取 締 役	石 黒 武	大同特殊鋼株式会社 代表取締役会長
取 締 役	古 川 元 久	衆議院議員
取 締 役	曾 我 貴 志	弁護士
常 務 取 締 役 営 業 本 部 長	野 村 茂 紀	
取 締 役 管 理 本 部 長	北 原 譲	
取 締 役 技 術 管 理 部 長	加 藤 久 樹	
取 締 役 環 境 材 料 研 究 所 長	小 池 康 太	
常 勤 監 査 役	越 前 徹	
監 査 役	西 村 司	大同特殊鋼株式会社 顧問 株式会社ダイドー電子 代表取締役社長執行役員
監 査 役	藤 原 義 之	
監 査 役	白 木 章 文	

- (注) 1. 取締役石黒武氏、古川元久氏、曾我貴志氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役越前徹氏、監査役西村司氏、監査役藤原義之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社と、各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は法令の定める限度までであります。
4. 当社は、当社並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当

該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものであります。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する場合、被保険者の犯罪行為に起因する場合、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合等は填補の対象とはなりません。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能することを目的とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬、退職慰労金により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬及び退職慰労金のみを支払うこととする。

b. 基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位及び職責に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 退職慰労金の決定に関する方針

当社の取締役の退職慰労金は、役位、在任年数に応じて退職慰労金支給規定に定められた方法により算定し、退任時に支払うものとする。

d. 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（経常利益）及び各取締役の目標達成度を含む業績・貢献度を反映した現金報酬とし、各事業年度の実績に応じて算出された額を月額報酬の業績連動分、または、賞与として毎年一定の時期に支給する。

e. 固定報酬、業績連動報酬の個人別報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については「2019年6月取締役会決議」に基づき算定する。基準年度である2018年の、各取締役の業績連動報酬は報酬総額の30%としている。

f. 取締役の個人別報酬の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の目標達成度を含む業績・貢献度を踏まえた業績連動報酬の評価配分とする。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	退職 慰労金	左記のうち 非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	96 (11)	53 (10)	21 (—)	20 (0)	— (—)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	15 (12)	13 (11)	— (—)	1 (1)	— (—)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	111 (24)	67 (22)	21 (—)	22 (1)	— (—)	13 (6)

(注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬に係る指標は経常利益であり、当事業年度を含む経常利益の推移は1.企業集団の現況に関する事項(5)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は、財務活動を含めた総合的な収益力の向上が重要であると判断しているためであります。

3. 1982年6月30日開催の第63回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額1億2,000万円以内(ただし、使用人兼務役員の使用人としての給与は含まない)とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名です。

4. 2001年6月28日開催の第82回定時株主総会において、監査役の報酬額を年額2,400万円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

5. 上記の退職慰労金は、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額であります。

6. 取締役会は、代表取締役社長牛込伸隆に対し各取締役の基本報酬の額及び各取締役の目標達成度を含む業績・貢献度を踏まえた業績連動報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。

(3) 社外役員の主な活動状況等

社外取締役 石黒武氏

同氏は大同特殊鋼株式会社の代表取締役会長であります。大同特殊鋼株式会社と当社との間には、同社の子会社である大同興業株式会社を通じて、製品販売等の取引関係があります。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会15回中15回に出席しました。

特殊鋼業界における長年の職務経験及び代表取締役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営課題全般に関する助言・提言を行う等、社外取締役として期待される役割を果たしていただいております。

社外取締役 古川元久氏

同氏は衆議院議員であります。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会15回中11回に出席しました。

国会議員として培われた知見に基づき、経済情勢や社会動向等を踏まえ、当社の経営課題全般に関する助言・提言を行う等、社外取締役として期待される役割を果たしていただいております。

社外取締役 曾我貴志氏

同氏は弁護士であります。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会15回中14回に出席しました。

弁護士として培われた専門的知見に基づき、法改正動向やリスク・マネジメントを踏まえた助言・提言を行う等、社外取締役として期待される役割を果たしていただいております。

社外監査役 越前徹氏

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会15回中15回、監査役会8回中8回に出席しました。

鉄鋼業界における長年の職務経験による高い見識に基づき、適宜適切な発言等を行っております。

社外監査役 西村司氏

同氏は大同特殊鋼株式会社の顧問及び株式会社ダイドー電子の代表取締役社長執行役員であります。大同特殊鋼株式会社と当社との間には、同社の子会社である大同興業株式会社を通じて、製品販売等の取引関係があります。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会15回中15回、監査役会8回中8回に出席しました。

特殊鋼業界における長年の職務経験及び代表取締役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜適切な発言等を行っております。

社外監査役 藤原義之氏

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会15回中15回、監査役会8回中8回に出席しました。

鉄鋼業界における長年の職務経験及び代表取締役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜適切な発言等を行っております。

(4) 独立役員についての記載

当社は、社外取締役古川元久氏、曾我貴志氏及び社外監査役藤原義之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ふじみ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

(注) 1. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

2. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

3. 当社監査役会は、会計監査人の監査の内容及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

内部統制システムの基本方針

当社は、「T Y Kグループ社員行動基準」に基づき、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される企業の実現を目指します。また、関連法規及び東京証券取引所が定める上場ルールを遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため内部統制システムを構築し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点からその継続的改善に努めます。

(1) 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

- ① 役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすことを目的として、当社のコンプライアンス・ポリシーである「T Y Kグループ社員行動基準」を制定し、全ての役員及び従業員に対して周知徹底を図ります。
- ② コンプライアンス委員会は社員相談窓口を通じ、内部通報制度を活用し法令及び定款を遵守し、尊重する意識の醸成を図ります。

(2) 「取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制」

取締役の職務の執行にかかる情報については、「稟議規定」及び「文章管理規定」に基づいて記録、保存、管理することとしております。

(3) 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- ① 「リスク管理規定」を定め、同規定に従ってリスク管理体制を構築しております。また、各部内の責任者をメンバーとするリスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理を統括することとしております。
- ② 各事業部門の責任者は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、その状況をリスクマネジメント委員会に報告します。

(4) 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- ① 取締役の職務執行については、「職制規定」、「職務分掌規定」において、業務上の組織、責任、権限を明確にしておき、効率的な職務執行が行われる体制をとっております。
- ② 1998年9月より執行役員制度を導入し、より効率的な職務執行が行われる体制をとっております。

(5) 「会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

- ① 「T Y Kグループ社員行動基準」に則り、グループ全体のコンプライアンス体制の構築とコンプライアンス・ポリシーの浸透に努めます。

- ② 関連事業室は子会社管理の担当部署として、「グループ子会社・関連会社経営管理規定」に基づき、子会社の状況に応じて適切な管理を行います。
 - ③ 子会社に対しては、毎月定例的に各社の責任者から親会社の代表取締役社長に対して業務執行状況を報告する義務を課しているほか、管理部門を中心として構成される監査チームにより年間スケジュールに従い、定期的監査が実施され、その結果が監査報告会において報告される体制をとっております。また、この報告を通じて、業務上及びコンプライアンス上の課題、問題点の把握とそれへの対処を行います。
- (6) 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項」
現時点では、監査役を補助すべき使用人は配置しておりませんが、今後、必要に応じて同使用人を置くこととします。また、この場合同使用人の任命、解任、人事評価、懲戒等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。
- (7) 「取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」
- ① 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、役員または従業員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に都度報告します。
 - ② 前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる体制をとっております。
 - ③ 定期的に監査報告および監査役連絡会を実施し、代表取締役及び取締役との意見交換を行います。また、監査法人等との連携を図り、適切な意思疎通によって効果的な監査業務の遂行を図ります。
 - ④ 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を構築しています。
 - ⑤ 監査役職務の執行に必要な費用について請求があった場合、速やかに前払い又は償還に応じる体制を構築しています。

内部統制システムの運用状況

当社は、上記の内部統制システムの整備及び運用状況について、継続的に確認し、調査を実施しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結

会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

- ・コンプライアンス委員会を定期的に開催しており、必要に応じて臨時の委員会も開催しております。
- ・コンプライアンスに関する啓蒙動画の視聴や事例の確認を通して、全社的なコンプライアンス研修を実施しました。また、外部講師によるハラスメント研修に加え、下請代金支払遅延等防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設業法などの個別法令に関する社内研修も実施しました。
- ・始業時に企業理念や顧客情報管理方針等の唱和を実施し、全社員へ企業理念やコンプライアンスに関する意識の醸成を図っております。また、定期的に発刊される社内報を通じて、社員のコンプライアンスや社内規定に関する啓蒙を行っております。
- ・社内と社外に設置された社員相談窓口を社内報や研修等を通じて周知するとともに、社員からの相談に対し、コンプライアンス委員会及び社外の弁護士が適切に対応しております。

② グループ会社の経営管理体制

- ・国内関連事業室、海外関連事業室がグループ子会社に対し、定期的なヒアリングと業績調査を実施し、必要に応じて指導を行いました。
- ・親会社の代表取締役社長が毎月子会社からの業務執行状況の報告を受け、必要に応じて改善の指導を行っております。

③ リスクマネジメントに関する取り組み

- ・リスクマネジメント委員会において、各種リスクの評価を行っております。
- ・サイバーセキュリティ対策として、外部機関によるセキュリティ診断を受診しました。診断結果を踏まえてセキュリティ対策の改善を進めております。
- ・気候変動への取り組みやSDGs活動に関しては、推進部署が中心となり、社会動向等を踏まえた上で各種取り組みや評価を行っております。

④ 監査役の監査体制

- ・監査役は取締役会や社内の重要な会議への参加を通して、実効的な監査に必要な情報収集を行っております。また、必要に応じ、取締役や使用人との面談、ヒアリングを行っております。
- ・監査役は内部監査室、会計監査人と連携をとり、実効的な監査業務を行っております。
- ・監査役は当社の国内各営業所、国内外のグループ会社において実地監査、あるいは、リモート監査を定期的に実施し、監査結果を取締役会に報告しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、資本市場のルールに則り、かかる買付行為を全て否定するものではありませんが、このような株式の大規模買付の中には、その目的等から見て、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等も少なくありません。

従いまして、突然に大規模買付行為が開始された場合、その是非について株主の皆様に必要なご判断をいただくため、必要・十分な情報と時間が確保されることが必要と考えます。

②基本方針実現のための取組み

当社は「仕事を通じて世界に喜びと感謝の輪を広げる」ことを社是とし、独創的な技術による新しい価値創造を通じて社会の発展に貢献していくことを経営の基本方針として、安定的な収益の創出と持続的な発展を目指してきました。

その実現のため、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施しつつ、効率性を追求した経営の実現に取り組んでまいりました。また、内部監査体制の整備、コンプライアンス委員会等の設置により、ガバナンス機能の強化にも意をもちつつ、グループ全体の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し、または向上させることを目指して事業展開を行っております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、株式の大規模買付行為に関する対応策を導入しております。

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をされるために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上を目的としています。

当社は、特定の株主グループ議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株式の買付行為またはこれに類するような行為あるいはその提案がなされる場合を適用対象とします。大規模買付ルールにおいては、これらの大規模買付行為を行う者に対して意向表明書や大規模買付情報等の提出を求めることとし、この大規模買付ルールが遵守されない場合、あるいは当該大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすものであることが明らかな場合には、当社取締役会は、独立した第三者機関である、特別委員会の助言を受け、また必要に応じて外部専門家等の助言を得たうえで、株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

④上記方針が基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

上記方針の目的は、大規模買付行為が企業価値・株主価値を高めるものであるのか、株主の皆様がご判断されるための情報を確実に入手できる手段と判断のための時間を確保することです。最終的な判断は、株主の皆様にあります。当該大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすものであることが明らかな場合を除き、原則としてルールが遵守されている限り当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するものではありません。

以上のとおり、上記方針は、企業価値・株主価値の適正な判断に資するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、有効期間の満了前であっても、①株主総会において基本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、②取締役会により基本方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、その時点で廃止されることになります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	36,309	流 動 負 債	7,712
現 金 及 び 預 金	15,865	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,592
受 取 手 形	659	短 期 借 入 金	3,366
売 掛 金	8,760	未 払 法 人 税 等	903
製 品 及 び 外 注 品	4,783	賞 与 引 当 金	661
仕 掛 品	1,903	そ の 他	1,188
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,558	固 定 負 債	4,085
そ の 他	819	繰 延 税 金 負 債	1,443
貸 倒 引 当 金	△39	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	964
固 定 資 産	22,860	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,615
有 形 固 定 資 産	9,801	そ の 他	62
建 物 及 び 構 築 物	2,008	負 債 合 計	11,798
窯 炉、機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,823	(純 資 産 の 部)	
土 地	4,914	株 主 資 本	35,908
建 設 仮 勘 定	645	資 本 金	2,398
そ の 他	408	資 本 剰 余 金	2,491
無 形 固 定 資 産	75	利 益 剰 余 金	31,260
ソ フ ト ウ ェ ア	61	自 己 株 式	△240
そ の 他	14	その他の包括利益累計額	4,997
投 資 そ の 他 の 資 産	12,983	その他有価証券評価差額金	4,456
投 資 有 価 証 券	12,379	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
繰 延 税 金 資 産	499	為 替 換 算 調 整 勘 定	541
そ の 他	145	非 支 配 株 主 持 分	6,465
貸 倒 引 当 金	△41	純 資 産 合 計	47,371
資 産 合 計	59,169	負 債 純 資 産 合 計	59,169

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	31,933
売上原価	22,797
売上総利益	9,135
販売費及び一般管理費	4,631
営業利益	4,503
営業外収益	
受取利息	83
受取配当金	365
不動産賃貸料	73
その他	63
営業外費用	
支払利息	20
不動産賃貸原価	10
減価償却	25
その他	0
経常利益	5,032
特別利益	
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	374
特別損失	
固定資産廃棄損	15
固定資産売却損	0
投資有価証券売却損	0
減損損失	112
災害による損失	94
税金等調整前当期純利益	5,184
法人税、住民税及び事業税	1,489
法人税等調整額	△104
当期純利益	3,799
非支配株主に帰属する当期純利益	669
親会社株主に帰属する当期純利益	3,130

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,398	2,491	28,872	△274	33,486
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△742		△742
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,130		3,130
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株式給付信託による 自 己 株 式 の 処 分				34	34
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	0	2,388	34	2,422
当 期 末 残 高	2,398	2,491	31,260	△240	35,908

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	5,093	—	637	5,730	5,947	45,165
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				—		△742
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				—		3,130
自 己 株 式 の 取 得				—		△0
自 己 株 式 の 処 分				—		0
株式給付信託による 自 己 株 式 の 処 分				—		34
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△637	△0	△95	△733	517	△215
当 期 変 動 額 合 計	△637	△0	△95	△733	517	2,206
当 期 末 残 高	4,456	△0	541	4,997	6,465	47,371

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|------------------|---|
| (1) 連結子会社の数 | 13社 |
| 主要な連結子会社の名称 | (株)ユーセラミック
(株)水野セラミックス
豊栄興業(株)
明智セラミックス(株)
T Y KアメリカINC. |
| (2) 主要な非連結子会社の名称 | (株)T Y K情報サービス
東進食品(株)
TYK Ceramics India Private Limited |
| (連結の範囲から除いた理由) | 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。 |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社 | 0社 |
| (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 | |
| 主要な会社等の名称 | (株)T Y K情報サービス
東進食品(株)
TYK Ceramics India Private Limited |
| (持分法を適用しない理由) | 持分法非適用の非連結子会社は、いずれも当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。 |

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち青島東窯陶瓷有限公司の事業年度末日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては青島東窯陶瓷有限公司の事業年度にかかる計算書類を使用しております。なお、同社の事業年度末日以後、連結会計年度末日までに生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの
- ・市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③棚卸資産

- ・製品、仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

- ・外注品、原材料、貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内子会社は定率法、海外子会社は定額法但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア
その他の無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
定額法

③長期前払費用

均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、夏期賞与支給見込額の当期対応額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職金支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用につきましては、発生時に費用処理しております。

(5) 外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務については、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループは耐火物関連製品の製造、販売を主な事業とし、これらの製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡し時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識しております。また、耐火物関連事業のうち、工事契約については履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識することとしておりますが、ごく短期間で完成する工事については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

但し、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・売掛金、買掛金等

③ヘッジ方針

為替リスクの低減のため、対象金銭債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

5. 追加情報

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下「本制度」といいます。）を導入しておりましたが、当連結会計年度に終了しました。

(1) 取引の概要

本制度は、当社グループ従業員持株会（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての当社グループの従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約」（以下、「本信託契約」といいます。）を締結しております。また、みずほ信託銀行株式会社は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として当社株式などの信託財産の管理を再信託する契約を締結しております。

株式会社日本カストディ銀行は、株式会社日本カストディ銀行に設定される信託E口（以下、「信託E口」といいます。）において、信託設定後5年間にわたり持株会が購入することが見込まれる数に相当する当社株式を予め一括して取得し、以後、持

株会の株式購入に際して当社株式を売却していきます。信託E口による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時まで、本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として、受益者適格要件を充足する持株会加入者（従業員）に分配します。

他方、当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に際し保証をするため、当社株式の下落等により、信託終了時において、株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上していましたが、当連結会計年度末においては信託が保有する当社株式を全て売却しているため、信託に残存する株式はありません。なお、前連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、34百万円及び105千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度に全ての株式を売却し終了しているため、当連結会計年度において総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額はありません。なお、前連結会計年度末において総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額は、1年内返済予定の長期借入金36百万円であります。

（会計上の見積りに関する注記）

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 112百万円

(2) その他の情報

資産又は資産グループについて減損の兆候が存在する場合には、当該資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としておりますが、連結子会社については規模や経営管理体制等を勘案し、主として会社単位等の管理会計上の単位としております。

減損の兆候が認められる連結子会社の固定資産の帳簿価額と割引前キャッシュ・フローを比較した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。但し、経営計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りに用いた仮定は将来の不確実な経済状況の影響を受け、また、販売計画の進捗や原材料価格の高騰等により、実績と乖離が発生する場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性について

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 499百万円

(2) その他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異等のうち、将来の一時差異等解消時に課税所得が発生する可能性が高い範囲内（回収可能な範囲内）で認識しております。繰延税金資産の回収可能性については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）に基づき判断しております。

繰延税金資産の回収可能性は、一時差異等解消見込み年度のスケジューリングや将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額並びに過去及び当期の課税所得の発生状況に基づく企業の分類に応じて判断しております。これらの判断は、将来の不確実な経済状況の影響を受け、課税所得の実績が見積りと乖離する場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

32,348百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数（千株）	当連結会計年度増加 株式数（千株）	当連結会計年度減少 株式数（千株）	当連結会計年度末の 株式数（千株）
普通株式	45,477	—	—	45,477

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払等

イ. 2024年6月27日開催の第105回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 364百万円
- ・1株当たり配当額 8円20銭
- ・基準日 2024年3月31日
- ・効力発生日 2024年6月28日

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

ロ. 2024年11月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 377百万円
- ・1株当たり配当額 8円50銭
- ・基準日 2024年9月30日
- ・効力発生日 2024年12月16日

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年6月27日開催予定の第106回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 564百万円
- ・1株当たり配当額 12円70銭
- ・基準日 2025年3月31日
- ・効力発生日 2025年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあります。

借入金、主に運転資金の調達を目的としたものであり、借入金利については、市場金利に連動したものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針等については、前述の「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社に準じた管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額10百万円）は「その他有価証券」には含まれておりません。また、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	百万円	百万円	百万円
その他有価証券	11,716	11,716	—
デリバティブ取引*	△0	△0	—

*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は為替レートの変動など観察可能なインプットに基づき算定されており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、岐阜県及びその他の地域において、賃貸用の建物及び土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
849百万円	8百万円	858百万円	2,093百万円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント（耐火物関連事業）					その他 (注)	合計
	日本	北米	ヨーロッパ	アジア	計		
顧客との契約から生じる収益	21,557	4,650	4,418	896	31,523	363	31,886
その他の収益	—	—	—	—	—	46	46
外部顧客への売上高	21,557	4,650	4,418	896	31,523	410	31,933

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、環境関連製品、窯業機械器具、建築、修繕、運輸等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項(6)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 920円65銭

2. 1株当たり当期純利益 70円58銭

(注) 株式給付信託（従業員持株会処分型）の信託財産である当社株式については、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数 0株 期中平均の当該自己株式の数 81,742株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	20,702	流 動 負 債	8,966
現 金 及 び 預 金	7,029	買 掛 金	5,210
受 取 手 形	627	短 期 借 入 金	2,601
売 掛 金	7,422	未 払 金	255
製 品 及 び 外 注 品	1,801	未 払 費 用	115
仕 掛 品	1,411	未 払 法 人 税 等	394
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,563	前 受 金	6
短 期 貸 付 金	1,676	預 り 金	18
未 収 入 金	460	賞 与 引 当 金	360
立 替 金	174	そ の 他	3
そ の 他	266	固 定 負 債	3,095
貸 倒 引 当 金	△1,731	繰 延 税 金 負 債	1,525
固 定 資 産	19,431	退 職 給 付 引 当 金	1,100
有 形 固 定 資 産	5,858	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	434
建 物	831	預 り 保 証 金	35
構 築 物	198	負 債 合 計	12,062
窯 炉	318	(純 資 産 の 部)	
機 械 装 置	434	株 主 資 本	23,639
車 輜 運 搬 具	13	資 本 金	2,398
工 具 器 具 備 品	235	資 本 剰 余 金	2,489
土 地	3,314	資 本 準 備 金	52
建 設 仮 勘 定	512	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,437
無 形 固 定 資 産	59	利 益 剰 余 金	18,991
ソ フ ト ウ ェ ア	51	利 益 準 備 金	547
そ の 他	7	そ の 他 利 益 剰 余 金	18,444
投 資 そ の 他 の 資 産	13,513	配 当 準 備 積 立 金	54
投 資 有 価 証 券	12,024	退 職 給 与 積 立 金	60
関 係 会 社 株 式	1,417	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	157
関 係 会 社 出 資 金	4	別 途 積 立 金	8,800
そ の 他	106	繰 越 利 益 剰 余 金	9,373
貸 倒 引 当 金	△39	自 己 株 式	△240
資 産 合 計	40,134	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,432
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,432
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
		純 資 産 合 計	28,071
		負 債 純 資 産 合 計	40,134

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

科 目	金 額
売上高	25,597
売上原価	20,690
売上総利益	4,907
販売費及び一般管理費	2,835
営業利益	2,072
営業外収益	
受取利息	14
受取配当金	550
不動産賃貸料	69
購入代行手数料	38
その他	31
営業外費用	
支払払利息	15
不動産賃貸原価	7
替差損	35
その他	3
経常利益	61
特別利益	2,715
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	374
特別損失	
固定資産廃棄損	16
固定資産売却損	0
投資有価証券売却損	0
貸倒引当金繰入額	52
税引前当期純利益	68
法人税、住民税及び事業税	735
法人税等調整額	19
当期純利益	755
	2,266

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本												
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金							自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金					利益剰余金 合 計		
						配当準備 積立金	退職給与 積立金	固定資 産圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	2,398	52	2,437	2,489	547	54	60	165	8,800	7,841	17,467	△274	22,080
当 期 変 動 額													
剰 余 金 の 配 当				—						△742	△742		△742
固定資産圧縮積立金の取崩				—				△8		8	—		—
当 期 純 利 益				—						2,266	2,266		2,266
自己株式の取得				—							—	△0	△0
自己株式の処分			0	0							—	0	0
株式給付信託による 自己株式の処分				—							—	34	34
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				—							—		—
当期変動額合計	—	—	0	0	—	—	—	△8	—	1,532	1,524	34	1,558
当 期 末 残 高	2,398	52	2,437	2,489	547	54	60	157	8,800	9,373	18,991	△240	23,639

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	5,067	—	5,067	27,148
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			—	△742
固定資産圧縮積立金の取崩			—	—
当 期 純 利 益			—	2,266
自己株式の取得			—	△0
自己株式の処分			—	0
株式給付信託による自己株式の処分			—	34
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△634	△0	△634	△634
当期変動額合計	△634	△0	△634	923
当 期 末 残 高	4,432	△0	4,432	28,071

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- | | |
|-----------------------|--|
| ① 子会社及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等
以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

- | | |
|---------------|---|
| ① 製品、仕掛品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定） |
| ② 外注品、原材料、貯蔵品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定） |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
取得価額が10万円以上20万円未満の資産は、3年間の均等償却

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ① 自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法 |
| ② その他の無形固定資産 | 定額法 |

(3) 長期前払費用

均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、夏期賞与支給見込額の当期対応額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用につきましては、発生時に費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末日の要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は耐火物関連製品の製造、販売を主な事業とし、これらの製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、耐火物関連事業のうち、工事契約については履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識することとしておりますが、ごく短期間で完成する工事については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

但し、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・売掛金、買掛金等

(3) ヘッジ方針

為替リスクの低減のため、対象金銭債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

6. 追加情報

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

株式給付信託（従業員持株会処分型）に関する注記については、連結計算書類「連結注記表（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）5. 追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

貸倒引当金

- | | |
|----------------------|----------|
| 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額 | 1,771百万円 |
| 2. その他の情報 | |

貸倒引当金は、主に関係会社に対する貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

貸倒引当金の算出に当たっては、関係会社の経営者が作成した事業計画について、過去の実績値との乖離、経営環境との整合性、今後の販売見込みや原材料市況の動向などの見積りの合理性について当社財務責任者が再検討を行い、その結果から予想される将来キャッシュ・フローを見積み、当期末までの期間にわたり割り引いた現在価値の総額と債権の帳簿価額との差額を回収不能見込額としております。

なお、これらの見積みは、不確実な将来の経済状況の影響を受け、実際の業績が計画から乖離する場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 16,528百万円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 3,396百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 4,338百万円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

- | | |
|------------|-----------|
| 売上高 | 4,664百万円 |
| 仕入高 | 11,198百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 274百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数 (千株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (千株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (千株)	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数 (千株)
普 通 株 式	1,150	0	105	1,044

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式（当事業年度期首105千株）が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少105千株は「株式給付信託（従業員持株会処分型）」にかかる株式会社日本カストディ銀行（信託E口）保有の当社株式の売却による減少105千株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	555百万円
棚卸資産評価損	21百万円
賞与引当金	109百万円
有形固定資産減価償却超過額	24百万円
減損損失	113百万円
関係会社株式・出資金評価減	1,314百万円
退職給付引当金	345百万円
役員退職慰労引当金	136百万円
その他有価証券評価差額金	41百万円
その他	70百万円
計	2,732百万円

評価性引当額	△2,169百万円
繰延税金負債との相殺	△563百万円
繰延税金資産の純額	一百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,016百万円
固定資産圧縮積立金	△71百万円
計	△2,088百万円
繰延税金資産との相殺	563百万円
繰延税金負債の純額	△1,525百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 兄弟会社等

属 性	会 社 等 の 名 称	住 所	資本金又は 出 資 金 (百万円)	事業の内容 又は 職 業	議決権等の 所有 (被所 有) 割合	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
						役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
主要株主 が議決権 の過半数 を所有し ている会 社	大同興業 株式会社	愛知県 名古屋	1,511	鉄鋼卸業	(被所有) 0.2%	なし	当社製品 の販売	営業取引 当社製品 の 販 売	1,382	売 掛 金	700

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売については、市場価格を勘案して決定しております。

2. 子会社

属 性	会社等の名称	住 所	資本金又は 出 資 金 (百万円)	事業の内容 又は 職 業	議決権等の 所有 (被所 有) 割合	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
						役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
子会社	明智セラミックス株式会社	岐阜県 恵那市	485 百万円	耐火物関連	36.0%	兼任4名	当社の製品を製造	製品の購入	7,898	買 掛 金	2,946
子会社	株式会社ユーセラミック	岐阜県 恵那市	50 百万円	耐火物関連	100.0%	兼任4名	当社が技術援助、 当社の製品を製造	製品の購入	1,599	買 掛 金	675
子会社	豊栄興業株式会社	岐阜県 多治見市	60 百万円	窯業機械の新設、修繕 及び製品の加工	100.0%	兼任3名	当社設備の新設、修繕及び 製品の加工	修繕費及び加工費	939	買 掛 金	510
子会社	TYKアメリカINC.	米国ペンシルバニア州	386 千米ドル	耐火物関連	99.9%	兼任1名	当社が技術援助、 資金の貸付、当社の 製品を販売	製品の販売	2,385	売 掛 金	934
								資金の返済	139	短期貸付金	—
								利息の受取	0	未収入金	—
子会社	TYK Ltd.	英国 ダーラム州	5,100 千英 ポンド	耐火物関連	100.0%	兼任1名	当社が技術援助、 資金の貸付、当社の 製品を販売	資金の貸付	—	短期貸付金	1,306
								利息の受取	10	未収入金	8
子会社	TYKヨーロッパGmbH	ドイツ オーバーハウゼン	100 千EUR	耐火物関連	100.0%	兼任1名	当社の製品を販売	製品の販売	2,086	売 掛 金	474

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 上記各社への当社製品の販売及び上記各社からの製品の購入等については、市場価格を勘案して決定しております。

(2) 貸付金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. TYKアメリカINC. への債権に対し286百万円の貸倒引当金を計上しております。

3. TYK Ltd. への債権に対し1,128百万円の貸倒引当金を計上しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 631円80銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 51円10銭 |

(注) 株式給付信託（従業員持株会処分型）の信託財産である当社株式については、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数 0株 期中平均の当該自己株式の数 81,742株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

東京窯業株式会社
取締役会 御中

ふじみ監査法人

名古屋事務所

指定社員 公認会計士 魚住 康 洋
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山 脇 草 太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京窯業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京窯業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

東京窯業株式会社
取締役会 御中

ふ じ み 監 査 法 人

名 古 屋 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士 魚 住 康 洋
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 山 脇 草 太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京窯業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法等及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査実務指針に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システム運用に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

東京窯業株式会社	監査役会	
常勤監査役	越 前	徹
監 査 役	西 村	司
監 査 役	藤 原	義 之
監 査 役	白 木	章 文

(注) 常勤監査役 越前徹及び監査役 西村司、藤原義之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績並びに今後の経営環境を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円70銭とさせていただきたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は564,286,794円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

経営体制の一層の強化を図るため、取締役の増員が可能となるよう定款第19条(員数)に定める取締役の員数の上限を1名増員し、9名から10名に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現	行	定	款	変	更	案
(員数)				(員数)		
第19条	本公司の取締役は、	<u>9</u> 名以内とする。		第19条	本公司の取締役は、	<u>10</u> 名以内とする。
2.		(条文記載省略)		2.		(現行どおり)

第3号議案 取締役8名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役牛込進氏、牛込伸隆氏、石黒武氏、古川元久氏、曾我貴志氏、加藤久樹氏、小池康太氏が任期満了となります。つきましては、一層の経営基盤の強化・充実を図るため取締役1名を増員いたしたく、第2号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
1	うし ごめ すすむ 牛 込 進 (1935年8月28日生)	1958年4月 当社入社 1967年12月 当社営業本部長 1972年5月 当社取締役営業本部長 1975年5月 当社専務取締役営業本部長 1987年6月 当社代表取締役社長 2002年6月 社団法人岐阜県工業会会長 2004年11月 多治見商工会議所会頭 2005年6月 明智セラミックス㈱代表取締役会長 現在に至る 2005年6月 ㈱ユーセラミック代表取締役会長 現在に至る 2005年6月 ㈱水野セラミックス代表取締役会長 現在に至る 2005年6月 豊栄興業㈱代表取締役会長 現在に至る 2005年6月 当社代表取締役会長 現在に至る 2006年6月 東北特殊鋼㈱社外取締役 現在に至る	158,921株
【取締役候補者とした理由】 牛込進氏は、長年にわたり代表取締役として当社の経営を支え、事業の発展に寄与しております。 当社の主要事業である耐火物業界に熟達し、経営全般にわたる豊富な経験、知識、人脈を兼ね備えており、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
2	うし ごめ のぶ たか 牛 込 伸 隆 (1964年9月4日生)	1989年4月 自治省(現 総務省)入省 1994年7月 伊予三島税務署長 1995年7月 自治大学校教授 1996年4月 当社入社 1996年4月 当社営業開発本部長 1997年6月 当社取締役営業開発本部長 1998年10月 当社取締役営業本部副本部長 2001年6月 当社常務取締役営業本部長 2004年6月 当社専務取締役営業本部長 2005年6月 T Y KアメリカINC. 代表取締役会長 現在に至る 2005年6月 明智セラミックス㈱代表取締役社長 現在に至る 2005年6月 ㈱ユーセラミック代表取締役社長 現在に至る 2005年6月 ㈱水野セラミックス代表取締役社長 現在に至る 2005年6月 豊栄興業㈱代表取締役社長 現在に至る 2005年6月 当社代表取締役社長 現在に至る 2019年1月 ㈱アンビスホールディングス社外取締役 現在に至る 2022年6月 中部鋼板㈱社外取締役 現在に至る	232,584株
【取締役候補者とした理由】 牛込伸隆氏は、2005年より当社の社長を務めております。 当社グループの事業戦略の決定に大いに力を発揮しており、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 の 数
3	い し め る た け し 石 黒 武 (1957年1月15日生)	1980年4月 大同特殊鋼㈱入社 2002年7月 同社鋼材事業部販売第一部長 2004年6月 同社鋼材事業部鋼材企画管理部長 2006年6月 同社鋼材事業部鋼材企画管理部長 2008年6月 同社経営企画部長 2009年6月 同社取締役経営企画部長 2012年4月 同社取締役 2012年6月 同社常務取締役 2013年6月 同社常務取締役特殊鋼製品本部長兼 特殊鋼棒線事業部長 2014年6月 同社代表取締役副社長兼東京本社社長兼 特殊鋼製品本部長 2015年6月 同社代表取締役副社長執行役員兼東京本社社長 2016年6月 同社代表取締役社長執行役員 2019年6月 当社社外取締役 現在に至る 2023年6月 大同特殊鋼㈱代表取締役会長 現在に至る	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 石黒武氏は、大同特殊鋼㈱の代表取締役をされており、当社の主要な取引業界である鉄鋼業界に精通されております。豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的に当社の経営に対する適切な助言や監督をしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。			
4	ふる か わ も と ひ さ 古 川 元 久 (1965年12月6日生)	1988年4月 大蔵省入省 1996年10月 衆議院議員当選 2009年9月 内閣官房国家戦略室長兼内閣府副大臣 2010年6月 内閣官房副長官 2011年9月 国家戦略担当大臣兼内閣府特命担当大臣 (経済財政政策、科学技術政策、宇宙政策担当) 2012年10月 衆議院内閣委員長 2015年1月 沖縄および北方問題に関する特別委員会委員長 2015年6月 当社社外取締役 現在に至る 2020年9月 国民民主党国対委員長 2024年11月 国民民主党代表代行 現在に至る	5,000株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 古川元久氏は、国政に携わられており、高い見識と能力に基づき、大局的な観点から客観的に当社の経営に対する適切な助言や監督をしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
5	そ が たか し 曾 我 貴 志 (1965年6月8日生)	1990年4月 弁護士登録（東京弁護士会） アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ 法律事務所参画 1994年3月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1998年6月 アンダーソン・毛利法律事務所パートナー弁護士 同法律事務所北京事務所長 2000年9月 糸賀法律事務所パートナー弁護士 2005年1月 弁護士法人キャスト糸賀 代表社員弁護士 2012年1月 曾我法律事務所開設（東京弁護士会） 2017年6月 当社社外取締役 現在に至る 2023年1月 シティユーワ法律事務所パートナー弁護士 現在に至る	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 曾我貴志氏は、弁護士として活躍され、日本国内だけでなく、米国及び中国の法令や事業活動についても精通されております。弁護士としての高い見識と専門的知識に基づき、客観的に当社の経営に対する適切な助言や監督をしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。			
6	か とう ひさ き 加 藤 久 樹 (1960年4月6日生)	1983年4月 日本鋼管(株)（現社名JFEスチール(株)）入社 2004年7月 同社西日本製鉄所福山地区製鋼部炉材技術室長 2011年4月 同社製鋼技術部主任部員（部長） 2016年7月 当社技術管理部長 2017年6月 当社取締役技術管理部長 現在に至る	5,500株
【取締役候補者とした理由】 加藤久樹氏は、長年にわたり鉄鋼業界に技術者として携わり、鉄鋼業及び当社の主力製品である鉄鋼用耐火物に関して豊富な知識と経験を有しております。 当社の技術管理部長に就任してよりは、その知識と経験を生かし、当社の技術力向上に尽力しております。 これらの豊富な知識と経験を有していることを踏まえ、取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	こいけ やす た 小池 康太 (1958年4月23日生)	1981年 9月 当社入社 1997年 7月 当社赤坂工場長 2000年 3月 当社製造所長 2006年10月 ロータリーノズルインターナショナルS. A. 取締役副社長 2009年 7月 当社環境材料研究所長 2017年 6月 当社取締役環境材料研究所長 現在に至る	7,100株
【取締役候補者とした理由】 小池康太氏は、当社へ入社以来、技術者として製品の製造、開発に長年携わり、当社の技術力向上に大きく貢献しております。 当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。			
8	※ いわもと たか し 岩本 隆志 (1959年5月8日生)	1983年 4月 ㈱日本製鋼所入社 2016年 4月 同社執行役員室蘭製作所長 2017年10月 同社鉄鋼事業部長 2018年 6月 同社取締役執行役員 2020年 4月 同社取締役常務執行役員兼 日本製鋼所M&E㈱代表取締役社長 2021年 4月 ㈱日本製鋼所CISO、素形材・エンジニアリング事業管掌 2022年 6月 同社常務執行役員CISO、デジタル化推進担当 (2024年3月退任) 現在に至る	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 岩本隆志氏は、㈱日本製鋼所で常務執行役員をされた経験を有し、当社の主要な取引業界である鉄鋼業界に精通されております。豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的に当社の経営に対する適切な助言や監督をしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 石黒武氏、古川元久氏、曾我貴志氏及び岩本隆志氏は、社外取締役候補者であります。なお、古川元久氏及び曾我貴志氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由は以下のとおりであります。
- ・古川元久氏は、国会議員として様々な政策分野を担当され、大臣としての経験も有しており、高い見識と能力を有しているためです。
 - ・曾我貴志氏は、弁護士として豊富な経験を有し、高度な専門知識と能力を兼ね備えているためです。
4. 石黒武氏、古川元久氏及び曾我貴志氏の3氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって石黒武氏が6年、古川元久氏が10年、曾我貴志氏が8年となります。
5. 当社は石黒武氏、古川元久氏及び曾我貴志氏の3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限

定する契約を締結しております。3氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、岩本隆志氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約により、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
7. 当社は古川元久氏及び曾我貴志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、越前徹氏が任期満了となり、西村司氏が辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	えち ぜん とおる 越 前 徹 (1959年7月5日生)	1982年4月 日本鋼管(株) (現社名JFEスチール(株)) 入社 1992年4月 同社営業総括部市場室統括スタッフ 1994年10月 同社総合企画部兼国際事業推進部統括スタッフ 1998年4月 同社鉄鋼総括部調査室統括スタッフ 1999年4月 同社総合企画部調査グループ兼鉄鋼総括部営業総括室統括スタッフ 2003年4月 同社経営企画部企画室主任部員 2019年4月 同社経営企画部主任部員 2021年6月 当社常勤社外監査役 現在に至る	0株
【社外監査役候補者とした理由】 越前徹氏は、鉄鋼業界における長年の職務経験による豊富な知識と経験を有しており、同氏の培った知見を当社の監査体制に活かしていただきたく、監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、経営企画部門での豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			
2	※ か し ま ただ ゆき 鹿 嶋 忠 幸 (1964年7月22日生)	1987年4月 大同特殊鋼(株)入社 2010年7月 同社特殊鋼事業部知多工場副工場長 2014年6月 同社調達部長 2015年6月 同社技術企画部長 2018年4月 同社執行役員知多工場長 2021年6月 同社常務執行役員鋼材生産本部長 2023年4月 同社常務執行役員生産本部長 2023年6月 同社取締役常務執行役員生産本部長 現在に至る	0株
【社外監査役候補者とした理由】 鹿嶋忠幸氏は、大同特殊鋼(株)で取締役常務執行役員をされており、当社の主要な取引業界である鉄鋼業界に精通し、豊富な知識と経験を有しておられます。 同氏の培った知見を当社の監査体制に活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。			

(注) 1. ※印は、新任監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 越前徹氏及び鹿嶋忠幸氏は、社外監査役候補者であります。

4. 越前徹氏は、現在当社の社外監査役であります。同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

5. 当社は、越前徹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める

最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、鹿嶋忠幸氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約により、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役西村司氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
西村 司	2016年6月 当社社外監査役 現在に至る

以 上

第106回定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区港南二丁目4番3号
三和港南ビル4F
TKP品川港南口会議室 ホール4A



交通 《電車》JR 品川駅 港南口より 徒歩約4分
港南口を降り、港南口広場をまっすぐ進み、正面の道に入ります。
しばらくまっすぐに進んでいただくと右手にローソンが見えてきます。
そちらの奥二つ目の建物に三和港南ビルがございます。
エントランスに入っていただき、4階受付までお進みください。